

保管文書閲覧規程

- 1、公益社団法人全国病院理学療法協会（以下、「この法人」という。）が保管する各種の文書、及び書類等（以下、保管文書）の閲覧に係る事項は、この規程による。
- 2、ここでいう「保管文書」とは、以下のものである。
不動産登記関係書類・財務諸表及び財産目録・法人登録関係書類・契約関係書類・收受及び発出文書・定款及び定款細則・協会運営に関する諸種の規程・組織機構及び役員構成・常任理事会記録・理事会記録・定期代議員総会記録・各種委員会記録・年度別事業計画及び事業報告書・年度別予算及び決算報告書・特別会計報告書・広報及び理療等の協会出版物・業務日誌。
- 3、会員及び一般市民は、この法人が管理する全ての「保管文書」について、正当な理由を付して閲覧請求を行った場合にこれを閲覧することができる。
- 4、閲覧請求の書式は特に定めないが、住所・氏名・電話番号・閲覧の目的・内容・希望日時を明記して閲覧希望日の14日前に、この法人に提出する。
- 5、閲覧の請求があった場合には、その正当性を審査し、会長が可否を決定して請求者に通知する。
- 6、閲覧は全て、この法人の事務所内で行うことを原則とするが、閲覧を希望する「保存文書」が、広報等により既に公開されている場合には、その一部をコピーすることができる。
- 7、遠隔地からの閲覧希望者については、その内容により、資料の提供または貸与を行うことができる。
- 8、この規程に規定しない事項については、理事会において審議し、決定する。
- 9、この規程の改廃は理事会で行う。

附則

- 1、この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、[整備法]という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。